

# 産業建設常任委員会記録

令和7年12月4日

【開催日】 令和7年12月4日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後1時28分

【出席委員】

委員長	恒松恵子	副委員長	中島好人
委員	穂本真一	委員	武野裕司
委員	中村博行	委員	福田勝政
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	大井淳一郎
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

水道事業管理者	川地 諭	水道局副局長兼総務課長	岡 秀 昭
水道局総務課主幹	矢田 創	水道局総務課財政係長	合 田 憲 司
高天原浄水場長	篠原智士	建設部長	井 上 岳 宏
建設部次長兼下水道課長	中村景二	下水道課技監兼小野田水処理センター技監兼山崎水処理センター技監	小 路 弘 史
下水道課管理係長	原田尚枝	都市計画課長	熊 川 整
都市計画課課長補佐兼計画係長	立野健一郎	都市計画課管理緑地係長	村 上 陽 子
都市計画課都市整備係長	三塩泰史	都市計画課管理緑地係主任	松 崎 博
企画部次長兼企画課長	河田圭司	企画課主査兼行政経営係長	福 田 淑 子
企画課行政経営係主任主事	柳田悠美穂	経済部長	高 橋 雅 彦
経済部次長兼商工労働課長	工藤 步	農林水産課長	平 健太郎
農林水産課課長補佐	本多享平	農林水産課農林係長	伊 勢 克 敏
農林水産課耕地係長	河内和雅	農林水産課水産係主任技師	三 隅 大 輝
公営競技事務所長	木村清次郎	公営競技事務所副所長	大 下 賢 二
公営競技事務所主査	益 富 孝 重		

【事務局出席者】

局長	石田 隆	議事係書記	末岡直樹
----	------	-------	------

## 【審査内容】

- 1 議案第94号 令和7年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第2回）について
- 2 議案第95号 令和7年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）について
- 3 議案第89号 令和7年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について
- 4 議案第105号 江汐公園の指定管理者の指定について
- 5 議案第101号 山陽小野田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第93号 令和7年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について

---

午前9時 開会

---

恒松恵子委員長 皆様おはようございます。ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元に示してありますとおりに進めてまいります。それでは、議案第94号令和7年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第2回）について執行部の説明を求めます。

岡水道局副局長兼総務課長 おはようございます。それでは、議案第94号令和7年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第2回）について御説明いたします。補正予算書をお開きください。補正予算第2条に条文の追加を挙げております。条文の追加は以下のとおりでございます。第5条として債務負担行為を設定しております。今回の補正は、高天原浄水場に空調設備を設置し、令和8年度からの稼働を目指すことから、本年度中に入札から契約の一連の事務が生じることから、600万円の債務負担行為を設定するものです。今年の夏、高天原浄水場の工水電気

室において、24時間平均温度が35度を超える日が続き、制御盤内の温度が50度を超えてエラーが発生いたしました。制御盤が故障した場合、工業用水道の送水が停止する事態となるため、高温による故障を防ぐことを目的に設置するものです。資料を1枚つけておりますけれども、空調設備を設置する場所がございます。一番上に小さいんですけども位置図がついておりまして、位置図の下のほうが190号線になります。入り口から入ってすぐに工水電気室がございますが、現場の状況は写真のとおりでございます。制御盤各種たくさんございますけれども、こちらが高温により障害が起こる可能性があるのでこの工水電気室全体を空調で冷やすということでございます。以上、簡単ではございますが、説明となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

恒松恵子委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

初めに、補正予算書から質疑はございませんか。

中村博行委員 これは今まではなく、新たに設置するということによろしいんですか。

岡水道局副局長兼総務課長 はい、おっしゃるとおりでございます。新設でございます。

矢田松夫委員 制御盤の写真もあるけど、問題は空調設備だから、空調設備の写真を載せるのが本来の資料じゃないんですかね。

岡水道局副局長兼総務課長 現在、空調設備、エアコンはついておりません。近年の高温で、今までは制御盤内、稼働温度が許容できる範囲だったんですが、特に今年の夏は、先ほどの説明のとおり、50度を超えるような形でエラーが発生したという事例がございました。こちらに新設するというので、新しい機種等々はまだ入札を終えておりませんので、公表できないという形にはなっております。

穂本真一委員 空調設備のことに関してお聞きしたいんですけど、それは特別に作るんですか。既販のものを据え置くのか、または天井に埋め込むタイプなのか。どういうタイプか教えてください。

篠原高天原浄水場長 特別に作るというわけではなくて、一応メーカーが、既製品で作ってあるのがありますので、それを設置するという形で考えております。

矢田松夫委員 だから私が言ったのは、制御盤が夏の高温で使用不可能になる状態が予想されるから、新たな空調設備をつけるなら公表できないけど、大体こういうものというのが本来の説明じゃないかということです。

恒松恵子委員長 入札はまだと聞いております。債務負担行為の条例改正でございますが、お答えできれば。

川地水道事業管理者 まだこれはあくまでも計画ですけども、工水電気室は大体51坪ぐらいの広さがあり、そこで空調を冷やそうとすると、かなり大きい空調になります。今のところ10馬力のものを2台程度設置しようとしておりますが、ただ空調を設置するだけでは駄目なので、電気工事等々を含めて、このぐらいの債務負担行為の限度額が要るだろうという現在の判断でございます。

中村博行委員 入札はもう終わってるということですよ。

川地水道事業管理者 この債務負担行為の限度額の承認をさせていただいた上で、来年の1月あるいは2月ぐらいに起工して、入札は多分3月ぐらいになるのではないかと。それから設置しますので、金額的には来年度の令和8年度の予算も必要になります。なので債務負担行為を設定いたしますということでございます。

中村博行委員 そうすると、3月頃入札であれば、設置の時期は大体分かって  
ますけど、この夏に間に合うかどうか。

篠原高天原浄水場長 1月から手続を始めまして、ものがあればということ  
ですが、特殊品なので多分2か月から3か月かかるということで6月まで  
には設置できる予定としております。

福田勝政委員 期間が令和8年度ということで、るる説明されましたよね。要  
するに修理が一般的に令和8年度はかかるということですね。一応余裕  
をみてるわけですね。

恒松恵子委員長 修理ではなくて新規設置と聞いておりますが、執行部お答え  
いただけますか。（発言する者あり）

岡水道局副局長兼総務課長 令和8年度中に設置したいということで、今年度  
予算額については補正いたしませんけれども、令和8年度当初予算にこ  
の金額をそのまま計上するような形になると思います。ですから、3月  
の議会で御審議いただく内容の中に入ってまいりますけれども、それ  
に対する事前の準備行為、入札の公告であったりを今年度内に進めたいと  
いうことで、債務負担行為を設定させていただくということでございま  
す。

中村博行委員 そうすると、600万円の根拠はどの辺りからですか。

篠原高天原浄水場長 こういう事態が起きましたので、いろいろな機種から、  
どういうものを導入するか、専門の業者に相談しまして見積りを頂いた  
金額からこの予算をはじいております。

恒松恵子委員長 そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以

上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第94条令和7年度山陽小野田市工業用水事業会計補正予算（第2回）について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を認めます。

（賛成者挙手）

恒松恵子委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。

職員入替えのため、暫時休憩といたします。

---

午前9時10分 休憩

---

---

午前9時18分 再開

---

恒松恵子委員長 それでは休憩前に引き続き、産業建設常任委員会を再開いたします。続いて、議案第95号令和7年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）について執行部の説明を求めます。

中村建設部次長兼下水道課長 それでは、議案第95号令和7年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）について御説明いたします。今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。補正予算書の1ページを御覧ください。まず、第2条の収益的収入及び支出の補正について御説明いたします。収入については、1款下水道事業収益、2項営業外収益を12億2,109万3,000円から12億2,247万9,000円とし、138万6,000円増額いたします。支出についても、1款下水道事業費用、1項営業費用を138万6,000円増額し、18億991万円から18億1,129万6,000円とします。これら収益的収支の詳細について説明いたしますので、14ページをお開きください。まずは支出内訳からです。1目管渠費については、人件費に係る報酬から旅費までの部分について34万8,000

円増額、3目処理場費については、同様に人件費に係る部分について68万9,000円減額、5目総係費も、人件費に係る部分を172万7,000円増額としており、補正の総額は、138万6,000円の増額となります。次に収入内訳については、2目他会計負担金を109万6,000円の増額、4目他会計補助金29万円の増額としており、合わせて138万6,000円の増額補正となります。以上により、補正後の下水道事業収益は20億1,526万1,000円、下水道事業費用は19億6,595万3,000円となります。では、1ページにお戻りください。続きまして、第3条資本的収入及び支出の補正について説明します。収入については、1款資本的収入、2項出資金を1億9,864万8,000円から1億9,756万4,000円とし、108万4,000円の減額とします。支出についても、1款資本的支出、1項建設改良費を108万4,000円減額し、11億766万9,000円から11億658万5,000円とします。資本的収支につきましても内訳を説明いたしますので、最後のページとなる16ページを御覧ください。最初に支出について内容を説明します。1目公共下水道建設費において、人事異動及び人事院勧告に伴い人件費に係る部分について、108万4,000円の減額となります。そして、収入につきましても、支出の減額補正に合わせて、1目他会計出資金を108万4,000円の減額としております。以上により、補正後の資本的収入は14億9,451万4,000円、資本的支出は23億376万9,000円となります。それでは、1ページへお戻りください。第4条については、「議会の議決を必要とする流用」について、職員給与費が規定されておりますので、人件費の補正に伴い53万5,000円を増額して、1億3,192万1,000円を1億3,245万6,000円にするものです。第5条は、「他会計からの補助金」が規定されており、人件費の補正に伴い、29万円を増額して、2,733万6,000円を2,762万6,000円にするものです。以上、第2回補正予算、第1条から第5条までの説明となります。引き続き、先ほど説明した補正予算に関する説明書について、簡潔に概略説明いたします。4、5ページをお開きく

ださい。ここには、第2条、第3条で説明した収益的収支、資本的収支の実施計画が掲載されています。金額については、先ほど説明したとおりです。6ページには予定キャッシュフロー計算書を掲載しております。7、8ページには給与費明細書について掲載しております。10、11ページは予定貸借対照表、12ページには予定損益計算書を掲載しております、両方とも税抜きで示しております。13ページ以降の説明資料につきましては、冒頭説明しました第2条、第3条の補正予算明細書が掲載されております。以上が山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）の説明となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

恒松恵子委員長 執行部の説明が終わりました。それでは委員の質疑に入ります。まず、令和7年度補正予算（第2回）の1ページ、2ページ目から質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続いて、4、5ページの実施計画、6ページのキャッシュフロー計算書、7、8ページの給与費明細書、10ページの予定貸借対照表が11ページまであります。（「なし」と呼ぶ者あり）12ページの予定損益計算書、最後13ページからの説明資料。（「なし」と呼ぶ者あり）それぞれのページの質疑がないので、全体的に質疑を求めます。

中村博行委員 他会計から出し入れがありますけれども、ここまでで一般会計から持ち出した総額を教えてください。

原田下水道課管理係長 この補正後の一般会計からの繰入金総額は10億3,275万7,000円です。

中島好人副委員長 7ページになります。先ほどの説明で、人件費の関係で調整という話で減額になってるので、なぜだろうかと思ってたのですが、見ると20人から19人に1人減っています。今後、補充というか、人件費減になってることへの対応はどうなんでしょうか。

中村建設部次長兼下水道課長 9月末で1人正規職員が退職しまして、今1人減の状態で開催しているところ。その1人の業務については、残った職員で分担して引き続きやっていると、あと、水処理センターの委託受託業者にも併せて一緒に分担して業務を行っているところ。

中島好人副委員長 まあそれはそうでしょうけど、増員の考えはあるのかどうかということです。

中村建設部次長兼下水道課長 職員の負担が増え過ぎないように思っておりまして、その分は注視しながら仕事は進めているところですけど、1人不足しているということで、その辺については引き続き要望していきたいと考えております。

福田勝政委員 6ページのキャッシュフローについて、一番下の資金期末残高がありますね。これは、現金ですか、それとも利益ですか。

原田下水道課管理係長 キャッシュフロー計算書とは現金の流れを示すもので、資金期末残高と書いてありますので、今のこの補正予算後の3月31日の現金の残高を表したものです。あくまでも予定ですので、決算の金額はまた変わるかと思えます。

恒松恵子委員長 そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第95号令和7年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

恒松恵子委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。

職員入替えのため、暫時休憩といたします。

---

午前 9 時 33 分 休憩

---

---

午前 9 時 36 分 再開

---

恒松恵子委員長 それでは休憩前に引き続き、産業建設常任委員会を再開いたします。続いて、審査内容 3、議案第 89 号令和 7 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 回)について執行部の説明を求めます。

熊川都市計画課長 議案第 89 号令和 7 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 回)について御説明いたします。事前にお配りしております、令和 7 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 回)について、参考資料の R 7(補正後)の欄も併せて御覧ください。補正予算書の 5 ページ、6 ページをお開き下さい。歳入について説明します。2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 23 万 4,000 円を増額し、補正後の額を 5,755 万 3,000 円とするものです。これは、令和 6 年度決算が確定したことに伴うものです。次に、歳出について説明します。2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費について、繰越金と同額の 23 万 4,000 円を増額し、補正後の額を 2,274 万 3,000 円とするものです。補正予算書 2 ページをお開きください。歳入合計、歳出合計ともに、23 万 4,000 円の増額により、7,998 万 3,000 円となります。最後に参考資料を御覧ください。今年度の予算につきましては、右側から 3 列目が当初予算、2 列目が今回の補正金額、一番右側の列が補正後の金額となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

恒松恵子委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。補正予算書の全般から 6 ページぐらいありますが、質疑の際はページを言っていただくと助かります。補正予算書に併せて参考資料から

も質疑を求めます。

中村博行委員 補正予算書は、繰越金と予備費だけで問題ないと思うんですけど、傾向として、資料から判断すると、駐車場の収益はコロナ禍前に完全に戻ったという印象を受けます。執行部としてはどういう認識でおられますか。

立野都市計画課課長補佐兼計画係長 令和6年度決算の際に、もう既にその時点でおおむねコロナ禍前に戻っている状況でして、参考までですが、今年度ここまで令和6年度と比べましても、収益が増加している状況です。今後も順調に利用いただけるような状況じゃないかと思っているところです。

恒松恵子委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第89号令和7年度山陽小野田市駐車場事業会計特別駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

恒松恵子委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。職員入替えのため、暫時休憩といたします。

---

午前9時40分 休憩

---

---

午前9時46分 再開

---

恒松恵子委員長 それでは休憩前に引き続き、産業建設常任委員会を再開いたします。審査内容4、議案第105号江汐公園の指定管理者の指定につ

いて、執行部の説明を求めます。

河田企画部次長兼企画課長 それでは、江汐公園を所管する都市計画課からの説明に先立ちまして、指定管理者制度を総括します企画課から制度の運用について御説明をさせていただきます。令和5年12月市議会定例会において、指定管理者制度の運用に係る決議がなされたことを受けまして、運用の見直しについて検討を重ね、変更を行いました。このたびの江汐公園は、運用見直し後、初めての指定管理者候補者の選定となります。それでは、決議事項3項目について、順を追って対応内容を御説明します。お届けしております資料の1ページを御覧ください。決議事項の一つ目、「公正性、競争性及び透明性を担保するため、指定管理者の選定に当たっては、公募を原則とすることを最も重要視すること。また、特別な理由により単独指定とする場合の要件については、広汎に解釈されることがないように、詳細に規定すること。」についてです。まず、公募を原則とする点につきましては、現状においても、マニュアルに明記するなど基本的な方針に変更はございませんが、当時の議会審議で御指摘のありました、きららガラス未来館の単独指定案件では、資料にお示ししておりますウに示す項目を適用し、公募によらず単独指定としておりました。こちらにつきましては、ウに示す項目はやや抽象的な要件となっていることから削除し、原則公募とすることを徹底しました。江汐公園につきましては、従前も公募をしておりましたが、このたびも公募としております。続きまして、資料の2ページを御覧ください。決議事項の二つ目、「決議事項1の内容を踏まえ、客観的な指定管理者の選定を行うことができるように、指定管理者を選定する手続を適正化し、運用マニュアルを見直すこと。」についてです。こちらにつきましては、選定手続の適正化に向けて、まずは市が求める仕様の水準を明確にし、これを踏まえた審査項目や配点など審査表そのものを見直すこととしました。また、これに併せて選定基準の考え方についても改めました。具体的に申し上げますと、各審査項目における配点範囲について、原則「1点から5点」としていたところを原則「0点から5点」とし、それぞれ

の点数の評価の目安を設けました。加えて、例えば2倍、3倍など評価点に掛け率を設定できるようにし、評価に重きを置こうとする審査項目の配点のウェイトを大きくすることができるようにしました。この考え方にに基づき、審査表を作成しますと、施設の特性や事業内容に応じて審査項目の配点がそれぞれ設定されることから、これまで一律に満点を100点としていた規定を削除しました。また、一律に満点を100点とする規定を削除したことから、選定の基準となるラインにつきましても、一律に何点以上と規定することは適当ではないと考えました。こちらにつきましては、これまで選定の線引きを、一律に100点満点の2分の1である50点以上としていたところを、審査項目ごとに配点されている「普通」の点数を積み上げた合計点数以上とすることとしました。これにより、審査項目の全体を通して、市が最低限求める仕様の水準を選定の基準として明確に線引きすることができるようになると考えています。これ以上の点数を得たものは、市が求める仕様を上回る水準の提案であると評価をすることができます。こうしたことにより、従来の運用と比較して、選定手続の公正性、透明性をより確保し、優れた提案を適切に評価していくことができるものと考えております。ちなみに、このたびの江汐公園の選定におきましては、資料1の下段に記載がありますとおり、満点を175点とし、選定基準が105点と設定されています。最後に、資料の3ページを御覧ください。決議事項の三つ目、「指定管理者の指定に関する議案を審査する委員会に対しては、審査集計表の詳細な点数が分かるもの等可能な限り詳細な資料を提出すること」についてです。決議を受け、見直しを行った提出資料は下線部分の2種類です。まず、審査集計表につきましては、これまで審査員ごとに審査項目の大項目の点数を記載した集計表を提出しておりましたが、審査項目明細ごとの点数を記載した集計表を提出することに改めました。次に、選定委員会の会議概要につきましては、資料8のとおり、要旨を分かりやすく整理したものを提出することとしました。企画課からの御説明は、以上となります。

熊川都市計画課長 それでは、議案第105号江汐公園の指定管理者の指定について、説明します。本議案は、江汐公園の指定管理者選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者候補者として決定された株式会社晃栄を指定管理者として指定するものです。江汐公園は平成25年度から指定管理者制度を導入しており、令和7年度で3期目が終了いたします。これに伴い、第4期に向けて令和7年9月12日から10月20日までの期間で指定管理者の募集を行ったところ、株式会社晃栄から応募がありました。これを受け、10月27日に市職員4名、学識経験者2名の計6名で構成する指定管理者選定委員会を開催し審査を実施した結果、株式会社晃栄が指定管理者候補者として決定されました。指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。続きまして、配布資料の主な点を御説明いたします。資料の順序が前後いたしますが御了承願います。まず、資料2「指定管理者審査基準表」を御覧ください。審査項目は、Ⅰ、市が示す管理運営方針の理解と整合性が図られていること。Ⅱ、市民の平等な利用が確保されること。Ⅲ、施設の効用が最大限に発揮されていること。Ⅳ、施設の管理を安定して行う能力を有していること。Ⅴ、施設の管理経費の縮減が図られていること。の五つのカテゴリーに区分し、これを23項目に細分化して作成いたしました。事務マニュアルの改訂に伴い、各審査項目の配点範囲は0から5点を基準とし、重視する審査項目には傾斜配点を適用いたしました。5年間の指定管理に当たり、施設管理の基本方針の理解と整合性、指定期間中の責任遂行への意欲、現状把握と将来展望の明確性を最重要と位置づけ、小項目No.1、2、13については傾斜配点を3倍に設定いたしました。また、各年度事業終了後に行う業務評価において加点評価する項目である小項目No.3、7、8、9、11、12は、傾斜配点を2倍としました。次に、資料3「指定管理者募集要項」を御覧ください。1ページの「2応募資格」については、地域の特性やニーズを的確に把握し、地域の声を迅速に反映するとともに、突発的なトラブルや自然災害などの緊急時にも迅速に対応できる体制を確保する観点から、市内業者に限定しました。3ページの「7利用料金及び指定管理料」では、指

定管理料の単年度限度額を税抜3,303万1,000円とし、応募に当たってこの限度額を上回ることはないよう明記しております。5ページの「11選定方法」には、選定基準を記載しております。次に、資料4「指定管理業務仕様書」を御覧ください。江汐公園の指定管理は維持管理業務の比重が高く、大きな変更はありませんが、6ページの(5)地域連携による魅力向上事業の企画及び実施、(6)自主事業の企画及び実施、を追加いたしました。これらの資料は、募集開始前に、第1回目の選定委員会会議を開催し御審議いただきました。続きまして、資料6「指定管理者評価表」です。令和6年度の実績報告書を元にモニタリングを実施した業務評価の結果を記載しております。次に、資料7「指定管理料の算定」について御説明いたします。単年度当たりの指定管理料は税抜3,303万1,000円とし、前回管理料と比較して412万8,000円の増額としております。主な要因は、人件費の上昇、物価上昇を見込んだ光熱水費の増額、労務単価上昇に伴う緑地管理費の増額、実績に基づく修繕費の増額です。最後に、資料1「指定管理者選定委員会審査集計表」を御覧ください。こちらは、10月27日に開催した指定管理者選定委員会における審査結果の集計で、175点満点です。選定委員は、申請者が提出した、資料5「事業計画書」の精査、申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行いました。その結果、委員の平均点は、審査項目における「普通」の点数を積み上げた合計である選定基準105点を上回る111.5点となりました。この集計結果を踏まえ意見交換を行い、改善すべき点等の御意見もありましたが、協議の結果、株式会社晃栄を指定管理者候補者として決定しました。なお、選定委員会の概要は資料8のとおりです。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

恒松恵子委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員からの質疑を求めます。初めに企画課から提出されました資料3ページの中から、質疑はありますか。

矢田松夫委員 企画課にお尋ねしますが、いろいろ今回説明されました中で、いわゆる原則公募を徹底すると言われました。これらについては、今回そうされたのかどうなのか、例えば、9月の市広報で1回、公募されたと思うんですが、それも含めて、原則どのように公募されたのか。

熊川都市計画課長 公募のことについて、都市計画課から御説明いたします。公募につきましては、9月12日金曜日から10月20日月曜日まで、市のホームページと9月1日号の市広報へ掲載しております。それから、掲示板への告示として、5か所、9月12日から10月20日まで掲示しております。

矢田松夫委員 この前も市議会の決議があるんですよね。先ほど言った令和5年の文中で、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいというのがあって、これは平成22年12月28日の総務省の通達による指定管理者の選定についてはという中でありますが、今回複数の申請者ではなかったということは、原則公募のやり方が非常にまずいんじゃないかったのか。まずくなかったけど結果として1者しかなかったと。こういうことの経過についてお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

河田企画部次長兼企画課長 このたびの選定手続に関しましては、公募をしたというところでございますが、結果として提案があったのが1者からであったと御理解いただければと思います。

矢田松夫委員 結果として1者となったけど、公募のやり方、いわゆるそのペーパーとか先ほど言われた掲示板とかホームページとかじゃなくて、例えば、そういった事業団体にはどのようにされたんですか。見なかったのが悪かったのか、出したからよかったのか。今回そういう安易なやり方っていうのがあったんじゃないですか。そういうことはなかったですか。

井上建設部長 募集の応募資格で、次の要件を皆満たす市内業者、原則主たる事務所の所在が市内にあること、または支店、営業所、出張所等の活動の拠点が市内にある法人その他の団体、また複数の法人等が共同する共同事業体という法人格は不要ですが、ただし個人は除くということにしております。例えば、今、ひょっとしたら、ある特定の建設業の許可を持っておられる団体に言ったほうがいいんじゃないかという御質問かもしれませんが、それでいきますと、特定の方に情報を提供するというので、これは広く公募の原則には反するものではないかと。やっぱり広くお知らせするためには、こういう方法で、要は、特定の業者、特定の業種の方にお知らせするというのはフェアではないという判断をしております。

恒松恵子委員長 矢田委員、御理解いただけましたか。（うなづく者あり）そのほか企画課のページで質疑をお願いします。

中村博行委員 そもそも2003年の自治法の改正からこの制度が始まったと理解をしています。近年、もうちょっと前からずっと見てきますと、こういった指定管理についても、応募が本当に1件のみというのが、よく見えてきていると思うんですけど、逆に言うと、なぜ1件になっているのかが問題だと思うんですけどよ。だから、全員1回その辺りの議論をしたと思うんですけども、改善しようという努力はいろいろ評価表とか見れば分かり、努力をされていると思うんですけども、ほぼ、この制度を続けていくための経路にしているのではないかと認識をしているんですけどよ。その辺り、なぜ1件が続いているのかっていうのが執行部の答えとしてあれば、教えてほしいです。

井上建設部長 こういう大きな話なので、建設部が出している都市公園の指定管理が、うちの所管するところですけど、やはり都市公園の指定管理ということになるとどうしても草刈り等の維持管理が主になるというところで、その辺り、専門性を持つ作業員をある程度抱えておられて、

そのノウハウを持っているところが有利ではないか、取られやすいところがあるのではないかとということです。もう一つ、利用料金制度ということで要は取られた指定管理者が努力して、利用者が増えれば、その分儲かるという制度にはなっておりますが、例えば市営のテニスコートであれば、時間といたしますか、1単位で1,000円とか2,000円ぐらいで、雨が降ったら使えないとか、夜も使えないとか。キャンプ場に至っては、一晩たしか200円とか300円とかっていう金額だったと思うんですけれども、努力して、その人間を増やしたところで、そこまでのものが上がらない。例えば、これが大きな1万人、2万人のアリーナとかであれば、コンサートとかいろいろな有料の行事を集めることによって、儲かるっていうのがあるかもしれませんが、もともとその利用料金で、制度に対する魅力がないっていうところも、一つ課題としてはあるのではないかなとは思っております。これが分析結果です。

中村博行委員 企画課の範囲での質疑だと思うんですけど、そういった意味で、やっぱりこの制度そのものの抜本的な改革というか、まずゼロベースから考えていく必要があるのではないかと考えています。企画課のほうはこの制度をどう捉えておられますか。

河田企画部次長兼企画課長 制度の総括というところで企画課ですけれども、やはり担い手の問題というところも一つ大きな理由があると思います。引き受けていただく際の人材の確保について、どちらの事業者様も大変苦慮されておると。近年の労働力不足というところも一つあると認識しております。そちらにつきましては、時勢に合った指定管理料の引上げ等で対応していきたいと考えております。また、制度そのものというところでございますが、利用料金制度をもって事業者が努力されれば、それだけ事業者の収益につながるというのが本来の制度でございます。この制度がやはり、都心部、都会に見られる大きなホールの運営で集客力のあるイベントをしていくことで事業者の収益が上がるということがモデルになっているかなと。一方で、そうではない施設が多々ありま

して、地方都市共通の課題かと思われませんが、やはり本市が持っているようなこういった施設ですと、なかなか事業者の収益につながらないというところがあります。その辺り、指定管理料も勘案しながら、引き受けていただけるような環境づくりを整備していく必要があるかと考えております。

矢田松夫委員 さっきの井上部長の回答の続きで、私が最初言ったように、中村委員の質疑にも関連するんですが、なぜ1件だったのかということなんです。結果、今回も1件だったということで、私が言ったのは、なぜ広く公募をしなかったのかです。そうしたらその回答は、これまでと同様なやり方で公募したんだと。結果として1件になったんだという回答だったんですが、それはこれまでと同様の仕様だから、逆にはそういったやり方だから、結果として1件になったんじゃないかと思うんです。今回の問題も含めて、令和5年12月の決議の中にも記載をされてますけど、結局その相当な専門知識が削除された。ですから特殊な会社ではなくても市内業者で指定管理者制度によって、公募するという会社がまだほかにあるんじゃないか——いわゆる公園の管理だけじゃなくて、先ほど部長が少し言った、土建業者でもできるんじゃないかと。伐採とか草刈りとか、剪定の技能技術者はいますが、その経験とか専門的な知識とかが削除されたんだから、それによって広く公募ができて、本来の公平性、あるいは競争性が、今回の江汐公園の指定管理について、なぜできなかったのかと最初に問うたんです。それらを含めて、今回そのようなことをやらなかった、やれなかったということの大きな理由をお尋ねします。

恒松恵子委員長 最後の一文が質疑ということでしょうから、執行部お答えいただけますか。

河田企画部次長兼企画課長 このたび、公募の方法について改善を加えたという御説明をさせていただきました。この経緯をまた少しさせていただきます

ますと、発端となりましたのが、きららガラス未来館の指定管理を単独指定したというところがございます。この単独指定のところの問題性を検討いたしまして、単独指定をすることを改めまして、公募するというところに改める。つまり、広く、間口を広げて、多くの事業者様に御提案いただくというところを狙いとしたものでございます。そういった改正を行ったというところで御説明をさせていただきましたが、今、委員からの御指摘は、これに加えまして、公募の進め方ですね。周知の仕方に問題があるのではないかという御提案かと認識をしております。先ほど建設部からも御説明ございましたが、公平性の観点からは、市の公告式条例に基づいた掲示場への掲示、市公式ホームページへの周知というところ、それから、市内の事業者も御覧いただいております市広報への掲載による周知、こういった形を進めておりまして、これは指定管理者制度のみならず、市の他の募集制度、それからプロポーザルによる公募の際にも用いてございます。中には民間のサイト等で公募、集約して掲載しておるような事業者もございますけれども、そういったところも御活用いただきながら、事業者のほうにも、積極的に御提案いただければと考えております。

矢田松夫委員　それでは、河田次長にお尋ねしますが、令和5年12月のこの決議に沿って改善したと言うけど、今回の件については、結果として、改善どおりになったとお考えですか。

河田企画部次長兼企画課長　企画課としましては、制度の改善というところにはつながったと考えておりますけれども、御指摘の周知の仕方をどのようにしたら提案を考えておられる事業者のほうに届くのかというところについては、今御説明をさせていただいたところがございますが、よりよくしていくというところでは、考えていく余地もあるのかと考えております。

恒松恵子委員長　そのほか企画決議事項への対応について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、決議事項への質疑を終わります。  
続きまして、都市計画課から御説明いただきました指定管理者の募集資料一式のうち、資料1から質疑を求めます。審査の集計表からです。

中村博行委員 資料1から選定基準が105点ということで、A、B、C、D、E、FのEの方が105点となっています。総体的に見ると、ぎりぎりかなという感じを受けているんですよね。ちょっと苦しい採点結果と捉えることができるのではないかと思うんですけども、実際にこれが仮定の話で申し訳ないんですが、平均点が105点を満たさなかった場合の対応策はお考えだったのでしょうか。

熊川都市計画課長 もし、その点数が平均点に達しなかった場合は、指定管理者の基準を満たさなかったというところで再公募になるかと思えます。

中村博行委員 全く同じ条件で再公募というのは考えにくいんですけども、やっぱり、再公募するんであれば何らかの条件等を変えての再公募になるという考えですかね。

井上建設部長 仕様書に問題があったのか、手を挙げられた業者に一方的な問題があったのか、その辺の分析をする中で何を見直しするのは、やっぱりよく考えなければならぬところだと思います。前回、南部地区の指定管理のときには手が挙がらなかったというところでの分析は行った上での再公募をした例もございますので、手が挙げたけれども、点が基準を満たさなかったというところについては、それが手を挙げられた業者のポテンシャルに問題があるのか、それとも仕様が厳しかったのか、いろいろなことが考えられると思います。相対的に庁内で判断してどうするかっていうのは、また考えることではなかろうかと思えます。

樫本真一委員 配点が175点で、割り振りがばらばらなのでちょっと分かりにくいんですけど、平均が出されています。担当課として、この数字を

見て、どの辺の評価が高かったとか、この辺がもう少し力を入れないといけないなとかいうお考えがありましたらお聞かせください。

恒松恵子委員長 すみません、資料1の質疑になりますが、お答えいただけましたらと思います。

穠本真一委員 五つの部門に分かれていると思うんですけど、担当課としての評価というか、考えをお聞かせください。

村上都市計画課管理緑地係長 基準点105点に対し111.5点ということで、審査員は大体平均より少し上くらいに判断されたかと思います。委員会の中で、アンケートに係る対応であったり、広報に対するものであったりが、やはり評価として低いという御意見がございました。そういった点に関しましては、もし指定が認められましたら、またこちらの業者と詰めていきたいと考えております。

中島好人副委員長 資料1で、各審査員6人ですかね。A、B、Cとあるわけですが、この審査員をどういう形で選考しているのかという点についてお願いします。

熊川都市計画課長 指定管理者の選定委員会の委員の選定に当たりましては、指定管理者の事務マニュアルを参考に選定いたしました。市の職員についてマニュアルで定められており、指定管理者選定委員会規程により、企画部長、総務部長、PPP/PFI推進室長、それから、当該公の施設を所管する部長ということで建設部長、この4名が市職員として決められております。残り2名につきましては、学識経験者ということで、社会福祉協議会の役員と商工会議所の役員を選定いたしております。

中島好人副委員長 審査に当たって、いろいろな方が、上下左右いろいろな角度から審査する際には、それぞれの立場の人の意見が反映されるとかな

りいろいろな意味での格差があって不思議ではないっていうかね。全体的に見ると、平均してるっていうかね、999、666、666、333、333、何となく同じような人が同じように評価しているような感じを受けているんですけども、その辺についての評価というか、どう考えているか、お尋ねしたいと思います。

熊川都市計画課長 評価の点数につきましては、提出された資料とか、それからプレゼンテーションを行って、その後に聞き取りを行って、各審査員がそれを踏まえて、点数をつけております。だから同じような点数が並ぶということは、皆さんが同様にそういうふうに感じられたと考えております。これが特に問題があるとかどうこうとかは考えておりません。

中島好人副委員長 審査員がどうこうっていうんじゃないんですよ。審査員はそれぞれ意思を持ってやっているわけでも、要するに僕が言うのは、そういう立場の関係では、どうだったのかっていう点について、これで考えていくのか、その辺でどうなんかなっていう感じを受けたものですから。

河田企画部次長兼企画課長 御質問が指定管理者の選定委員会の委員構成に関するということですので、再度総括しております企画課から御回答させていただければと思います。こちらの選定委員の構成の考え方でございますけれども、一義的には、市が直営で運営をしております施設について指定管理という形で委託に出すところの審査をするということに当たりましては、まず直営でしておりましたので、市の内部の相応の職員がその事業者にお任せすることで、適切な運営ができるかどうか、そういった視点というところも重要と考えております。こちら先ほどマニュアルということで担当課から御説明ございましたが、市の指定管理者指定手続条例の規定に基づきまして、指定管理者選定委員会規程を定めております。この中で総務部長、企画部長、PPP/PFI推進室長、それから、施設を所管する部長に加えまして、公募によ

り選出された、市民または学識経験者という構成とさせていただいております。この構成で、市の職員も入っておりますが、これは、この施設をお任せしたときに、適切な運営ができるかどうかという視点、それから、市民又は学識経験者というところは、施設にもよりますけれども、民間事業者、経営のノウハウをお持ちのところの視点からも見ていただく。そういったところの思いがありまして、こういった委員構成にしておるといってございまして。

福田勝政委員 審査集計表ですけど、一番下の23番、指定管理料（5年）の提示額とありますよね。5点満点で全部に1点がついているんですが、この説明をお願いします。

村上都市計画課管理緑地係長 指定管理料については上限額を定めております。一応、経費削減等の観点から、この上限額より少ない金額を提示された場合には加点されるという考え方でやっております。募集要項の中で、上限額を超えないように明記しておりますので、最低限、上限額と同額の金額を提示された場合には1点としております。

恒松恵子委員長 それでは資料1、2はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて、資料3の市指定管理者の募集要項から質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり） それでは資料4の江汐公園の指定管理の業務仕様書から質疑を求めます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では次に、資料5から質疑はありますか。事業計画書です。

穂本真一委員 1ページ目の株式会社晃栄がオートキャンプ場以外にも、施設を管理されておりますが、特段、今までに問題点はございましたでしょうか。

恒松恵子委員長 回答は江汐公園についてのみお願いします。

穂本真一委員 指定管理者としてですね。

村上都市計画課管理緑地係長 江汐公園につきましては、これまで指定管理者としてやっていただいておりますが、ここについて特段の問題はございませんでした。

矢田松夫委員 イノシシ対策の関係の4ページなんですが、結局薬草園は鳥獣被害がイノシシで、現在どういうふうになっているのか。それから二つ目は、イノシシの被害で……

恒松恵子委員長 質疑は一つでお願いします。

矢田松夫委員 関連がありますので。芝生もそうですが、全体的に芝生もイノシシの被害で、ずっとそのままになっていまして、芝生でないような状況なんですが、イノシシの対策をどうされているのか、どうされていくのか。5年前の指定管理者のときも、イノシシの被害についての質疑があったわけですが、これだけだったらその対策をどうするかあんまり記載がない。

熊川都市計画課長 事業計画書の4ページにそのような内容が記載されておりますが、自動芝刈機の導入で、グリーン広場、芝生の広場があるんですけど、そこに今、自動芝刈機を置いております。それによって、そこで一定程度の被害は、軽減されたというところがあります。忌避剤の設置であったり、それから猟友会と連携を取って箱わなの設置等であったり、相談をしながら対応してまいりたいと考えております。

矢田松夫委員 もう1回言いますが、前回の5年前と違うところは、自動芝刈機の導入と箱わなを設置することで、鳥獣対策をやっていくという理解でいいですね。

井上建設部長 5年前、要は、前々回るとき以前は、イノシシの掘り起こしで、グリーン広場の芝がぐちゃぐちゃになってたんですけれども、ちょうど5年前から、先ほどもありましたけれども、自動芝刈機を夜、電気をつけて走らせたところ、本当に劇的にイノシシが出なくなりまして、芝が戻ってました。2年ぐらい前ですね。本当にここ二、三年で大きく変わりましたので、それを引き続きやろうというのが今回の4ページの計画でございます。それにつきましても、前もちょっと傷んでましたけれども、必要なところは、夜、芝刈機を入れるとか、かなり改善はできていると思います。もちろん、外周園路とか、そういうのがつけられないところについては、相変わらずのところもございしますが、より人が集まる場所については、劇的な改善が見られているというのが、管理者としての評価でございます。

恒松恵子委員長 そのほかよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは次に資料6の指定管理の評価表から質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）続いて、資料7、指定管理料の算定について、次に資料8の議事録概要。

矢田松夫委員 6と7と全部関連するんですが、結局、指定管理者の収支は、結局最終的にはマイナス、でも、指定管理者を受けないといけないと。これはどういうことなんですかね。結局、企業努力が足らなかったと。逆に企業努力をしたけれど、こういう結果になったと。ならばもっともっと、本来なら、維持管理をするためには、少し算出方法を変えてもらわないといけない。さっき言ったように、1者しかなかったわけやね。もし、1者もなかった場合は、どうするかということを見ると、どうしても維持管理に必要であれば、この株式会社晃栄の企業努力というより、市側の努力をどういうふうにするのか、されてきたのか。あるいは今後どうされるのかが一番重要なところだろうと思うんですね。企業努力をしたけれど結果として、マイナスになったら、日本全国に出しても受け取れないんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

熊川都市計画課長 指定管理料につきましては、このたび増額を検討いたしております。人件費の増額、人件費で言いますと約30%増やしております。それから、修繕費についても、25%増額、それから光熱水費についても43%の増額、委託料についても13%の増額、そういった形で考え得る根拠を持ってそういった形で増額を検討したところではございます。本市のほうで金額を提示する中で、手を挙げていただいて、この内容で御承知いただいて応募していただいたと考えております。今後、受注し指定管理者となられた際には、さらなる経費節減を図って、利益の増額に努めていただけないかと期待しております。

矢田松夫委員 ということは、市側も指定管理料を上げたけど、結果としてマイナスになったら企業努力が足らなかったんじゃないかという結論になるんですか。どうでしょうか。今回上げたんでしょう。上げてマイナスになったら。

立野都市計画課課長補佐兼計画係長 市で定めた金額に対して、取り組んでくださいというのが指定管理者の大きな考え方になります。そうした中でマイナスというのはある意味、業者が、非常に頑張っていたと私たちのほうは考えているところです。全体の収支決算の状況がマイナスというところですけども、総額を踏まえた上での事業運営ですので、努力が足りないとは考えておりません。

恒松恵子委員長 そのほか、資料からの質疑はありますか。

福田勝政委員 風致地区に指定されるため、色彩に対しての制限を詳しく説明してもらいたいです。

恒松恵子委員長 どの辺りかですね。

立野都市計画課課長補佐兼計画係長　こちら江汐公園は外周に風致地区ということで、自然環境を守るといふことでの区域指定をしています。その中で色彩といふのが、あまり華美でないものといふことで、建築物や工作物について、そういうような制限を設けている状況でございます。

恒松恵子委員長　それでは資料は終わりました、そのほか議案第105号について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第105号江汐公園の指定管理者の指定について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

恒松恵子委員長　全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。職員入替えのため、暫時休憩といたします。

---

午前10時45分　休憩

---

---

午前10時55分　再開

---

恒松恵子委員長　それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。続きまして、審査番号5、議案第101号山陽小野田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

平農林水産課長　それでは、議案第101号山陽小野田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。資料を御覧ください。これは、宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例が改正され、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報や林野火災警報の発令に関する規定が新設されることとなり、火入れに関する条例におけ

る火入れの中止について規制を設けるため、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、第14条第1項に火入れの許可期間中であっても、火入れを行ってはならない条件に「林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合」を追加しております。また、同条第2項においても、火入れ中であっても火入れを中止しなければならない条件に「林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合」を追加しております。施行日につきましては、宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例に合わせ、令和8年1月1日からとしております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

恒松恵子委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員からの質疑を求めます。資料も併せて行います。

福田勝政委員 非常に単純な質問と思いますが、見出しに、山陽小野田市火入れに関する条例の一部とありますが、この火入れという言葉です。これは何のことが分からない人が多いんじゃないかと思うんです。難しい言葉じゃない、見やすい言葉なんですけれど、今、日本全国、野焼きで非常に火事が多いですね。そういった意味で分かりにくいんじゃないかと思うんですけど、何か根拠があるんですか。

平農林水産課長 根拠といたしましては、森林法という法律がございまして、森林法第21条に規定されているものでございます。その内容につきましては、お配りしております資料の上段に条例の概要がございまして、火入れについての説明を簡単に申しますと、造林をするための地ごしらえや開墾の準備を目的に市内の森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に火を入れると。面的に火をつけて燃やすということをする場合の手続について定めた条例でございます。

中島好人副委員長 一般的に野焼きは禁止となっている中で、これを見ると、1キロメートル内は禁止だけでも、それ以外はいいみたいな解釈を取っ

ているんですけど、野焼きの禁止と火入れとの整合性はどうか。

平農林水産課長 野焼きですが、一般にごみを燃やしたりするのは禁止でございます。この火入れは、先ほども申しましたけども、目的が造林をするための地ごしらえや開墾するための準備であれば、所定の手続を踏めばいいですよというのがこの条例の意味でございます。

穂本真一委員 第14条なんですが、異常乾燥注意報に関して、乾燥注意報に置き換えられたと思うんですけど、これは、判断基準を下げられたという認識でよろしいでしょうか。

伊勢農林水産課農林係長 異常乾燥注意報は頻繁に乾燥注意報が発生される実態に、異常という表現がそぐわないものとされまして、既に昭和63年に乾燥注意報という形に変更されておりますので、このたびの条例改正に合わせて改正をさせていただいております。

恒松恵子委員長 そのほか、質疑はよろしいですか。では、以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第101号山陽小野田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

恒松恵子委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩といたします。

---

午前11時2分 休憩

---

恒松恵子委員長 それでは休憩を解きまして、産業建設常任委員会を再開いたします。審査内容 6、議案第 93 号令和 7 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第 2 回)について執行部の説明を求めます。

木村公営競技事務所長 それでは、議案第 93 号令和 7 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第 2 回)について御説明をいたします。今回の補正は、決算を見込んで、勝車投票券発売収入を増額し、それに連動する主な予算額と人件費の調整をするものであります。最初に予算書の 1 ページをお願いします。歳入歳出それぞれ 2 億 5 千万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 9 千万 3 億 2 千万 5 万 8 千 0 0 0 円とするものであります。それでは、最初に歳入から説明いたします。5、6 ページをお願いします。1 款 1 項 2 目 1 節勝車投票券発売収入を 2 億 5 千万 5 万 8 千 0 0 0 円増額するものです。内訳としましては、普通開催の発売収入が 8 億 5 万円、ミッドナイトレースの発売収入が 1 億 6 千万 8 千 5 百 0 0 万円、重勝式が 3 億 0 千万 0 0 0 万円であります。この増額の要因は、普通開催については、主に土日祝日を含む開催が多かったことが挙げられます。また、ミッドナイトレースについては、他の公営競技が全て終了した時間帯で締め切り発走するレースを行うことで発売が重複しないことが売上増につながっているものと考えております。補正額につきましては、この発売実績の流れと今後のレース日程も念頭に計上しております。続きまして、歳出について御説明いたします。7、8 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費ですが、2 節から 18 節は、人件費の調整によるもので、合わせて 5 億 8 千万 3 万 3 千 0 0 0 円を増額するものです。次に、24 節積立金の 2 億 1 千万 7 百 5 0 万円の増額は、施設改善基金に積み立てるものです。この金額が、このたびの補正により生じる純利益になります。この積立により、今年度末の予算上の施設改善基金残高見込額は、3 億 1 千万 4 百 9 9 万 2 千 0 0 0 円となります。続きまして、1 款 2 項 1 目事業費は、主に勝車投票券発売収入の増額補正に連動して

各予算を増額するものです。まず、12節委託料の上段、包括的民間委託料7,949万5,000円の増額は、委託先の株式会社JPFに支払うもので、補正後の包括委託料は、8億7,968万6,000円となります。次に、下段のインターネット投票業務委託料3億7,162万3,000円の増額は、民間ポータルサイトであるオッズパーク、チャリット、ウィンチケット、ギャンブーの4者に支払う委託料になります。次に18節負担金、補助及び交付金の上段6,656万4,000円の増額は、小型自動車競走法の規定に基づき支払うJKA交付金であります。次に下段の選手参加旅費450万円は、あっせん状況を考慮し増額するものであります。続きまして、1款2項3目21節補償、補填及び賠償金の勝車投票券払戻金17億3,953万5,000円の増額は、歳入で増額する勝車投票券発売収入のうち普通開催及びミッドナイト開催分の70%を計上するものです。続きまして、1款2項4目21節、補償、補填及び賠償金の勝車投票券返還金3,000万円の増額は、重勝式「当たるんです」において賭け式が成立しない場合の返還金を増額するものです。続きまして、お配りしております資料の1を御覧ください。これは、令和7年度の車券売上金額等の集計表で、10月末現在のものであります。グレードレース、日中開催、ナイター開催、ミッドナイト開催、重勝式の全てを含んだ集計表で、黄色枠が山陽場であります。総車券売上額の日平均は、1億7,445万5,000円で、対前年度費107.2%となっております。続きまして、資料の2を御覧ください。こちらは、別枠開催のみでいわゆる通常ミッドとオーバーミッドのみを計上している集計表になります。黄色枠の山陽場ですが、一日平均1億5,509万5,200円で対前年度比113.6%と、大きな売上増となっております。今回の補正は、これらの数字を参考にしておりますが、日によって売上げの増減がかなりありますので、予測は非常に難しいものとなっております。続きまして、資料の3を御覧ください。今回の補正後の予算をその性質により大きく三つにグループ分けし、それぞれの収支を仕分けた表になります。今回の補正により金額が変更となる項目は、表の左端に※印を付した箇所になります。まず1番

は、開催に係る収支です。次の2番は、開催以外に係る収支です。次の3番は、重勝式に係る収支です。今回の補正により生じた純利益を基金へ積み立てますので、下から2番目の実質収支改善額（E＋F）は、9億8,237万円と見込んでおります。補正予算の説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

恒松恵子委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員からの質疑を求めます。説明順に歳入の5、6ページから質疑をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、歳出の7、8ページに関する質疑を求めます。

中村博行委員 8ページのインターネットのポータル4者、それぞれに払う比率を教えてください。

木村公営競技事務所長 民間ポータルの料率は、それぞれ各社によって異なっているところもございますので、公表は控えさせていただきますが、全体的には総車券売上げの12%、13%、14%あたりぐらいの推移だと思っただけであればと思います。こちらにつきましては、各施行の代表に当たります全動協を通して、できましたら少しでも料率を下げただけはないかというような話は絶えずしているところでございます。

中村博行委員 そこが今後一番大事なところだと思うんですよ。今すごく売上げが好調という状況があるんですけども、ほぼほぼ頭打ちと思っています。今後、このところにメスを入れていただいて、比率を少しでも下げていかないとという気がありますのでちょっとお聞きしたんですけども、ポータル業者との協議といった場はどういうふうになってますか。

木村公営競技事務所長 こちらのほうは、先ほど申しました全動協を中心に協議させていただいているところであります。各社によって入られたときのタイミングの問題もありますし、会社の規模感というのもあります。そのシステムを組むまでの投資にかかった費用分は、想定で言うてはい

けないのかもしれないですけど、回収されたのではないかと思っています。今後、新規で入ってきたいというような業者がありましたときにも備えて、少しでも料率を低くしておいたほうがいいということもあり、引き続き交渉はしていきたいと思います。

恒松恵子委員長 そのほか質疑はよろしいですか。最初の1ページから最後までと併せて、資料1、2、3と質疑を求めます。

中村博行委員 返還の70%可変式というのがあったと思うんですね。大きいレースによってはちょっと戻すとか。この70%について、例えば中央競馬だったらもうほとんど75%ですね。そういったほうに元に戻すっていうね。もともとそうだったと思うんですね。だから結局これからいつまでもいい状態が続くとは限らないので、ファンサービスということから考えれば、その辺も少し考慮にされたらいいかと思うんですけど、その辺の協議はありませんか。（発言する者あり）

大下公営競技事務所副所長 ファンサービスの一環として、グレードレース、SG、特別G1、G2レースの第7レースの率については2連勝単式、これを80%お戻ししており、顧客サービスという一環で今も続けております。

福田勝政委員 資料2で入場者です。僕はまだ山陽オートは3回ぐらいしか行ってないんですけど、この前行ったときにお客さんが、昼に300人ぐらいだったんですね。それで、あの立派な会場で席がずっと空いてるということは今後やっぱりその数が。新聞を見ると、平均して大体300人とか400人ぐらいなんですね。立派な席があるのにずっとこのままで、その数を増やすっていう計画はないんですか。

大下公営競技事務所副所長 入場者アップのことをございますね。以前までですと、比較的有名な選手、ランクが上の選手が走るグレードレースであ

る程度入場者数が確保できてたんですが、ここ最近はいわゆる通常開催と言われるものも7割方がネット投票になってます。何とか本場に来てもらおうといろいろなイベントで、キッチンカーを呼んだり、食フェスを行ったり様々な努力はしてますが、競馬、競輪、競艇、オートレース、どの競技でも言えることですが、今なかなかその現場に行ってレースを見るという方が減ってきてますので、努力はしているものの、歯止めをかけるのは非常に難しい状態であることは確かでございます。ただし、引き続き努力はしていかないとはいけませんので、この辺りは包括委託先とよく協議をして、お客さんをどうしたら呼べるかというのは、今後も努力していこうと思っております。

矢田松夫委員 施設改善積立基金に2億1,750万円の積立てを行っていますが実際どうなんですかね。施設改善、走路改修についてもたくさん出されたけど、施設そのものの建物の改修はどうされているのか。現状を見ると、落下物があるし、あるいはセメントがむき出しになっている施設もあるし、それらについてどういう計画なのか。お金を積み立てるよりは、改修も同時に進行しないとイケないと思うんですが、どう考えておられるのか。

木村公営競技事務所長 施設状況につきましては、今委員がおっしゃったとおり、老朽化が進んでおりまして、落下物等々があるということは事実でございます。その都度、私どもも点検をしまして、補修をしております。スタンド等の改修につきましては、令和6年度において、施設の事前の調査、そして基本構想的な形で今後の施設整備構想を策定したところがあります。今はそれに基づいて、スタンドの大規模改修をしていくための準備を進めているところであります。とはいえ、常日頃起きる修繕というのも毎年何千万円というお金をかけながら対応している状況でありますので、御理解をしていただけたらと思います。

矢田松夫委員 現在のところ、落下物によってお客なり従業員なりが、負傷し

たり、けがをしたりするということはあるかないということではないですかね。

木村公営競技事務所長 幸いという言葉がよくないのかもしれませんが、今のところ、そういったものによって負傷されたということは起きておりません。

矢田松夫委員 今までなかったけど、今からもないということではないですかね。

木村公営競技事務所長 そのように努力したいと思います。

中島好人副委員長 資料1で、全体的にこの日数が昨年と比べて増えたということがあって、全体的にパーセントも昨年から比べても、上がってきているわけですが、以前の審議の中で、日数が増えると、赤字を背負うようになるという記憶もあります。その辺の関係がどうなのかっていうところを説明していただければと思います。

大下公営競技事務所副所長 非常に収益性が高いミッドナイトレースの売上げが上がってきています。通常開催であまり収益が出なくても、ミッドナイトで十分収益が出てます。トータルで考えると何とか赤字の方向にはいかないと考えてますので、そのように理解していただきたいと思いません。

中島好人副委員長 今の説明では、日数は増え、やっぱり赤字だけでも、ミッドナイトで収益が上がっているのだから全体的には上がっていると判断していいのでしょうか。

大下公営競技事務所副所長 これは以前、答弁させていただいたこともあるかもしれませんが、資料2を見ていただきたいんですが、実は5場で昼間の通常レースではあまり収益が出てません。資料2の各場五つの別

枠開催があることで、実は業界が今成り立ってます。山陽場だけではなく、5場全体がそういった収益構造になっておりますので、通常開催を何とか頑張りつつ、好調な別枠開催のほうに力を入れていこうと業界も取り組んでます。

矢田松夫委員 開催日数が増えるほど収入が入ってくるけれど、人件費も出さないといけない。人件費でいくと400万円ぐらい、前回と比べると増えており、収入が増えたけど、人件費が上がるということでいいんですかね。

大下公営競技事務所副所長 収益が増えたので、職員が例えば増員になったとか、そういうことではございません。今回のあくまでもこの増額になった部分は、人事院勧告といわゆる人事異動分に伴う人件費の増でございます。売上げとは連動しません。

中村博行委員 川口の分を10日分ほど山陽が引き受けれるようになりましたよね。今回の補正の中でそれは何日分ぐらい入ってますか。

大下公営競技事務所副所長 通常開催の10日を引き継ぎましたけど、色をつけてませんので、今までの10月末までそれが終わったかどうかと、なかなか比較はできません。ただし、JKAのほうに、比較的、土日祝とかナイターとかの日数を増やすなどという御配慮はお願いしました。収益が下がらないように、開催日程で工夫をしておりますことを理解していただきたいと思います。

恒松恵子委員長 そのほかよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）それでは討論なしと認めます。これより、議案第93号令和7年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

恒松恵子委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午後 1 時 2 8 分 散会

---

令和 7 年 (2025 年) 1 2 月 4 日

産業建設常任委員長 恒 松 恵 子